

公益社団法人石川勤労者医療協会 定款

	第1章 総則
(名称) 第1条	この法人は、公益社団法人石川勤労者医療協会と称する。
(事務所) 第2条	この法人は、主たる事務所を石川県金沢市におく。
	第2章 目的及び事業
(目的) 第3条	この法人は、地域住民の要求に応え、無差別・平等の医療、介護・福祉事業を行い、健康で安心して暮らせる地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。
(事業) 第4条	<p>この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 診療及び保健予防事業(2) 介護及び介護予防事業(3) 障害者福祉事業(4) 精神障害者福祉事業(5) 健康、保健予防活動に関する知識の普及、啓蒙活動(6) 医療、介護・福祉に関する調査、研究、研修(7) 生活困窮者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業及び介護老人保健施設を利用させる事業(8) 訪問介護員等養成事業(9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 <p>2. 前項の事業は、石川県において行うものとする。</p>
	第3章 会員
(法人の構成) 第5条	<p>この法人の会員は、次の二種とする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した者(2) 特別会員 この法人に功労のあった者で総会において推薦された者 <p>2. 特別会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>3. 特別会員は、会費を免除する。</p> <p>4. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という）上の社員とする。</p>
(入会金) 第6条	正会員になろうとする者は、入会金1,000円を納めなければならない。従来の出資金の扱いは別に定める。
(会員年会費) 第7条	正会員は年会費を当該年度末までに納入する義務を負う。入会年度の会費は入会金をもってこれにあてる。年会費額は1,000円とする。

(会員の資格の取得) 第8条	正会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
(任意退会および会員資格の喪失) 第9条	<p>会員は理事長において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。</p> <p>2. 会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 当該会員が死亡し、又は当協会が解散したとき。</p> <p>(2) 定められた期日までに会費を納入しないとき。</p> <p>(3) 全正会員が同意したとき。</p>
(除名) 第10条	<p>会員が次の事項に該当するときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただし、本会はその総会の期日から10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、且つ総会において弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>1. この法人の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。</p>
第4章 会議	
(会議の種別) 第11条	<p>この法人の会議は、総会及び理事会の二種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。</p> <p>2. 前項の通常総会をもって一般法に定める定時社員総会とし、臨時総会をもって一般法に規定する臨時社員総会とする。</p>
(構成) 第12条	<p>総会は正会員をもって構成する。</p> <p>2. 理事会は、理事をもって構成する。</p>
(権能) 第13条	<p>総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 収支決算の承認</p> <p>(2) 不動産の買入れ、又は処分</p> <p>(3) 理事、監事、会計監査人の選任</p> <p>(4) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(5) その他、この法人の運営に関する重要な事項</p> <p>2. 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会の議決した事項の執行に関すること</p> <p>(2) 総会に付議すべき事項</p> <p>(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p>
(開催) 第14条	<p>通常総会は、毎年事業年度終了後3か月以内に開催する。</p> <p>2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたととき、又は正会員総数の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示し、請求があったとき開催する。</p> <p>3. 理事会は、理事長が必要と認めたととき、又は理事の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、開催する。</p>
(招集) 第15条	<p>会議は、理事長が招集する。</p> <p>2. 総会を招集するには正会員及び特別会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の2週間前までに文書をもって通知しなければならない。</p>
(議長)	総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

第16条	2. 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
(定足数) 第17条	会議は、総会においては正会員、理事会においては、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。
(議決) 第18条	<p>総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において議長は正会員として、議決に加わる権利を有しない。</p> <p>2. 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。</p>
(書面表決) 第19条	やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委託することができる。この場合において前二条の規定の適用については出席したものとみなす。
(議事録) 第20条	<p>会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 会議の日時及び場所 (2) 正会員又は理事の現在数 (3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委託者含む） (4) 議決事項 (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨 (6) 議事録署名人の選任に関する事項 (7) その他法令に定める事項</p> <p>2. 出席した代表理事及び監事は、議事録に記名押印する。</p>
第5章 役員及び会計監査人	
(役員及び会計 監査人) 第21条	<p>この法人に次の役員をおく。</p> <p>(1) 理事 20名以上25名以内 (2) 監事 3名以内</p> <p>2. 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長、1名を専務、2名以内を副専務とし、理事会の決議によって選定する</p> <p>3. 前項の理事長をもって一般法に規定する代表理事とする。</p> <p>4. この法人に会計監査人をおく</p> <p>5. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。</p> <p>6. 本会の役員となるものは、各役員についてその親族、その他特別の関係があるものの数が、理事及び監事のそれぞれの3分の1以下となるようにしなければならない。</p>
(職務) 第22条	<p>理事長は、この法人を代表し会務を統括する。</p> <p>2. 副理事長は、理事長を補佐する。</p> <p>3. 専務理事は、会の日常業務を処理する。</p> <p>4. 副専務理事は、専務を補佐する。</p> <p>5. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。</p> <p>6. 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。 (2) この法人の業務ならびに財産の状況を監査すること (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること (4) 第14条に定める臨時総会の開催を請求すること。</p> <p>7. 会計監査人は、法律の定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書</p>

	並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告書を作成する。また、会計監査人はいつでも、会計帳簿またはこれに関する資料を閲覧及び謄写をし、または理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
(任期) 第23条	<p>役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結時までとする</p> <p>2. 補欠として選出された理事又は監事の任期は、前任者の任期を満了するまでとする。</p> <p>3. 理事又は監事は第21条に定めたる定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を負う。</p> <p>4. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、その通常総会において別段の決議がなされなかった時は、再任されたものとみなす。</p>
(解任) 第24条	役員は、総会の議決により解任することができる。
	第6章 資産及び会計
(資産の構成) 第25条	<p>この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 寄付金品</p> <p>(2) 事業に伴う収入</p> <p>(3) 資産から生ずる収入</p> <p>(4) その他の収入</p>
(資産の管理) 第26条	資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。
第27条	資産のうち、現金はこれを郵便局、又は確実なる銀行、信用金庫、農業協同組合又は信託会社に預入れ、もしくは信託に付し、或いは国債、確実なる有価証券に換え保管するものとする。なお、総会の議決を経て、不動産を買い入れ、又は処分することができる。
(経費の支弁) 第28条	この法人の経費は資産をもって支弁する。
(予算及び決算) 第29条	<p>この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を、毎事業年度の開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の議決を受けなければならない。</p> <p>2. この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。</p> <p>一 事業報告</p> <p>二 事業報告の附属明細書</p> <p>三 貸借対照表</p> <p>四 正味財産増減計算書</p> <p>五 貸借対照表及び正味財産計算書の附属明細書</p> <p>六 財産目録</p> <p>七 キャッシュフロー計算書</p>

	<p>3. 前項第3号から第7号までの書類については、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、一般社団法人及び一般財団法人に関する要件に該当するときは、前項中、通常総会の承認に代えて、通常総会へ報告するものとする。</p> <p>4. 第2項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 監査報告 二 役員の名簿 三 役員の報酬などの支給の基準を記載した書類 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 五 会計監査報告 <p>5. 定款及び会員名簿を主たる事務所に、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>6. 前2項の規定にかかわらず、役員の名簿及び会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。</p> <p>7. 貸借対照表は、通常総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。</p>
(事業年度) 第30条	この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
	第7章 定款の変更及び解散
(定款の変更) 第31条	この定款は、総会において、正会員総数の3分の2以上の同意を得て変更することができる。
(解散) 第32条	この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。 2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。
(公益認定の取消し等に伴う贈与) 第33条	この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
(残余財産の帰属) 第34条	この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
(公告の方法) 第35条	この法人の公告は、以下の方法により行う。 1) 電子公告 2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。
	第8章 雑則
(委任) 第36条	この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

附則	<ul style="list-style-type: none">・ この法人の最初の代表理事は原和人、会計監査人は根本守とする。 ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 30 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。 ・ この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定機関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する
----	---

2017年3月26日 一部改正（6条、7条、13条）